

# 《 老朽住宅除却費補助金 》

この制度の補助対象費用は、消費税及び地方消費税を除く金額です。

※ 着工前に申請をして下さい。

## 《 対象者 》

- 老朽住宅の所有者（相続人を含む。）で、市税の滞納がないこと

## 《 対象条件 》

- 地元企業、または市外企業と工事請負契約を締結して除却工事を行うこと  
※ 除却工事を行う企業は、建設業の解体工事に係る許可、または北海道知事の解体工事業登録を受けていること
- 除却工事費（消費税を除く）が50万円以上であること

## 《 対象となる老朽住宅 》

- 専用住宅、併用住宅、自らが居住していたことがある賃貸住宅で個人が所有するもの

## 《 補助額 》（1,000円未満の端数は切り捨てます）

- 市が定める工事費に下記の補助率を乗じた金額

### ◆ 地元企業を利用した場合

- ・老朽住宅 20～50%（上限額30～60万円）
- ・賃貸住宅 10～25%（上限額15～30万円）

### ◇ 市外企業を利用した場合

- ・老朽住宅 10～25%（上限額15～30万円）
- ・賃貸住宅 5～12%（上限額7～15万円）

※ 詳細は裏面をご覧ください。



- 併用住宅の場合は、居住部分に限り補助します。  
（居住部分とそれ以外の部分の床面積で案分して算出します。）
- 国又は道等より移転、若しくは建替その他の補償等の給付を受ける場合は、当該除却工事の対象額を控除し、補助金の額を算出します。

## 《 補助の対象とならない費用 》

- 撤去及び除却後に行う敷地の盛土、舗装、柵及び塀等の設置に要する費用
- 事務手数料及び登記等に要する費用

## 《補助対象基準》

- 補助金額は、下記の表のとおり建築された年代、構造、賃貸契約の有無などにより補助率や上限額が異なります。

種 別	構 造	老朽住宅※				賃貸住宅			
		地元企業		市外企業		地元企業		市外企業	
		補助率	上限額	補助率	上限額	補助率	上限額	補助率	上限額
昭和39年以前に完成したもの	木造	50%	40万円	25%	20万円	25%	20万円	12%	10万円
	非木造		50万円		25万円		25万円		12万円
昭和49年以前に完成したもの	木造	40%	40万円	20%	20万円	20%	20万円	10%	10万円
	非木造		60万円		30万円		30万円		15万円
昭和56年5月31日以前に建築確認されたもの	木造	30%	40万円	15%	20万円	15%	20万円	7%	10万円
	非木造		60万円		30万円		30万円		15万円
昭和56年6月1日以降に建築確認されたもの	木造	20%	30万円	10%	15万円	10%	15万円	5%	7万円
	非木造		40万円		20万円		20万円		10万円

※ 老朽住宅：賃貸の経過がないもの。

ただし、砂川市住み替え支援協議会の「空き家・空き地情報」に賃貸物件として登録し、賃貸契約されたものは含む。

### 【空き家のご相談】

空き家等に関するご相談を受けておりますので、お気軽にご相談ください。

### 《総合相談窓口》

砂川市役所 2階 ②1番

建設部建築住宅課住生活支援係



お問い合わせ：砂川市建設部建築住宅課建築指導係 Tel 74-8760

備考：令和4年4月より解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事には、工事開始前にアスベスト事前調査について労働基準監督署への報告が義務となります。